

民間児童育成会について

★ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について

○事業の概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とした事業

○札幌市の現状

形態	開設数	内容	月会費（保護者負担金）
公設児童クラブ	199か所	・児童会館及びミニ児童会館（小学校内に整備）で実施 ・さっぽろ青少年女性活動協会が運営	無料 ※一部有料時間帯あり(月2,000円)
民間児童育成会	43か所	・地域の児童育成関係者や父母等で構成する団体で実施 ・保護者からの負担金と札幌市からの助成金と保護者からの負担金等で運営	有料 ※10,000～30,000円程度

★ 助成金について

○助成金の内容

- ・基本運営費（利用児童数により変動）
- ・開所日数加算（年間250日を超える日数分加算）
- ・障がい児受入加算（障がい児を受け入れ、専門的知識を有する人員を配置した場合）
- ・処遇改善に係る加算（職員の賃金改善、経験年数等によるキャリアアップ）
- ・家賃補助（利用児童数により変動）
- ・その他、送迎に係る加算など

○平均支給額

- ・利用児童数によるが、平均年額約1,300万円
（助成金交付要綱に基づき、年4回概算払いを行い、年度末に清算）

★ 「民間児童育成会」の運営について

○運営主体

- ・非営利団体であること（法人格の有無は問わない）
- ・児童育成関係者5人で構成される「育成委員会」を設置すること
（学校関係者、PTA、町内会役員、民生委員・児童委員など）

○施設や設備の基準

- ・専用区画（保育室と静養室）の面積は、児童1人につき**1.65㎡以上**
（例：40人の場合は $40 \times 1.65 = 66\text{㎡}$ 以上が必要）
- ・児童の所持品を収納するロッカーや生活に必要な備品、遊具、図書等を備える
- ・屋外遊びを行う場所の確保が必要

○運営に関する基準

- ・児童数～1支援単位当たり40人程度まで（**最低限10人以上の登録が必須**）
- ・開所日～原則年間**250日以上**
- ・開所時間～平日…1日**3時間以上**、学校休業日…1日**8時間以上**

○人員に関する基準

- ・1支援単位ごとに**2人以上**の職員配置が必要（うち**1人は放課後児童支援員の配置が必須**）

＜放課後児童支援員の資格要件＞

- ・保育士、社会福祉士、教員免許状を有する者、2年以上児童福祉事業に従事した者など
- ・上記に該当し、かつ、北海道等が主催する認定資格者研修を修了した者

※認定資格者研修に関しては、当該事業に従事することとなった日から1年以内に修了を予定している者も「みなし支援員」として従事が可能